SOMPO JAPAN

平成22年7月

損保ジャパンの個人用火災総合保険

賃貸住宅にお住まいの方専用。「家財の損害」と「大家さんへの賠償」の安心補償!

家財のお守り るーむジャパンだ!

©FIRE JAPAN-DA

家財のお守り

る～むジャパン 3つの特長

損保ジャパンのる～むジャパンは、賃貸住宅にお住まいの方専用の住宅、店舗併用住宅内に収容される家財一式を対象とする火災保険です。ご自身の家財一式の損害はもちろん、大家さんへの法律上の賠償責任が発生した場合にも、充実した補償をご提供します。

©FIRE JAPAN-DA

特長1 火災等の事故時の大家さんへの賠償責任を補償します（借家人賠償責任補償）

【借家人賠償責任補償】

借りている戸室が火災等の事故により損壊した場合、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害賠償金をお支払いします。（自己負担額はありません。）損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

＋

修理費用補償

借りている戸室が火災等の損害を受け、大家さんとの賃貸借契約に基づいて負担した修理費用を補償します。（自己負担額はありません。）＊ご契約いただく内容により、補償の有無、保険金額が異なります。

特長2 大切な家財を充実した補償でお守りします

る～むジャパンでは、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な家財を幅広くお守りします。**24時間万全の補償**で安心をご提供します。

「損害保険金」補償内容 ご契約いただく内容により、補償の有無は異なります。

火災

落雷

破裂・爆発

風災、雹災、雪災

水災

建物外部からの物体の落下・飛来・衝突

漏水などによる水濡れ

騒擾・集団行動等に伴う暴力行為

盗難による盗取・損傷・汚損

不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）

＋

「費用保険金」補償内容

損害防止費用

地震火災費用保険金

残存物取片づけ費用保険金

＋

臨時費用保険金

ご契約いただく内容により、補償の有無、支払割合・限度額が異なります。

お支払いする保険金 ＝ 損害額 － 自己負担額※ ＝ 損害保険金

※ご契約いただく内容により、自己負担額の有無、額が異なります。

保険金をお支払いできない主な場合は P3 をご参照ください。

特長3 家財の保険金額は、再調達価額(注)の範囲内で自由に設定できます

家財の評価額の全額を補償しようとすると保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われないし…とお考えのお客さまのニーズにお応えします。再調達価額の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

■「再調達価額1,500万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金

る～むジャパンは
保険金額を限度に損害額全額をお支払い!（自己負担額は差し引かれます。）

保険金額 600万円
火災による損害額 500万円

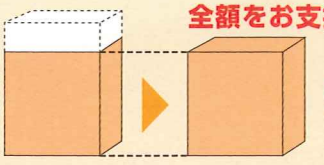

全額をお支払い!

受取保険金 500万円

(注)再調達価額とは、保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

⚠ 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなることがありますので、ご注意ください。

家財の再調達価額の目安

思っている以上に家財は高額です。（平成22年1月現在）

ご家族構成		2名 大人のみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身世帯
世帯主の年齢	25歳前後	540万円	620万円	700万円	800万円	310万円
	30歳前後	730万円	830万円	890万円	990万円	
	35歳前後	1,040万円	1,130万円	1,190万円	1,310万円	
	40歳前後	1,260万円	1,360万円	1,440万円	1,540万円	
	45歳前後	1,440万円	1,540万円	1,600万円	1,710万円	
	50歳前後（含以上）	1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円	

※上の表にない家族構成の場合は、大人（18歳以上）1名につき130万円、子供（18歳未満）1名につき80万円を加減算してください。

る～むジャパンには
原則付帯されます。
ご希望により外すこともできます。

安心がさらに広がる「特約」もご用意（オプション）

ご近所付き合いを円滑にするために

類焼損害特約

お住まいからの失火でお隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の賠償責任がなくても、お隣の住宅や家財を補償する特約です。

※このオプションによってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険内容をお伝えいただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

日常生活での賠償責任が心配な方へ

個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

※国内外の事故にかかわらず補償します。

持ち出した家財の損害などが心配な方へ

携行品損害特約（自己負担額 1万円）

保険証券記載の建物（敷地内を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※国内外の事故にかかわらず補償します。

※ご契約いただく条件などによっては、上記特約をセットしていただけない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。
各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

さらに プラス「地震保険」へのご加入をおすすめします

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

ご注意
- 地震保険に加入されていないと、地震等を原因とする損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火災（発生原因を問いません。）が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。
- 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その地域に所在する家財については地震保険をご契約になれませんのでご注意ください。

◎地震保険の保険金額

主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で決めていただきます。

※ただし、1,000万円が限度となります。（地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合計して1,000万円を限度とします。）

◎お支払いする保険金

	損害の程度	お支払いする保険金
全損	家財全体の時価額の80%以上の損害	地震保険金額の100%（時価額が限度）
半損	家財全体の時価額の30%以上80%未満の損害	地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
一部損	家財全体の時価額の10%以上30%未満の損害	地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

※自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等（明記物件）は地震保険の対象になりません。

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。（平成22年4月現在）

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

◎地震保険の割引制度

所定の確認資料のご提出により、以下の割引が適用される場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●建築年割引　●耐震等級割引　●免震建築物割引　●耐震診断割引

地震等による火災の補償をさらに充実させる地震火災特約（地震火災30プラン、地震火災50プラン）もご用意しています。

る～むジャパンにご契約いただくと無料で使えます！

24時間駆けつけます！ 水・かぎ レスキュー隊

身近なトラブルの中でも特に緊急性の高い、「水まわり」と「かぎ」のSOSを無料でサポートします！

該当トラブル発生の際は、ご契約後に送付されるとりせつ（取扱説明書）記載の専用デスクへ事前にご連絡ください。

水まわりのトラブル・駆けつけサービス

たとえばこんなとき！

トイレのつまりの除去

給排水管などのつまりの除去

給排水管などの水漏れ応急修理

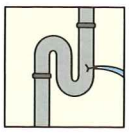

給排水管やトイレのつまり、故障による水のあふれなどが生じた場合に専門業者を手配し、直接応急修理を行います。

かぎのトラブル・駆けつけサービス

たとえばこんなとき！

玄関のかぎをなくしてしまった。

かぎが回らなくて開かない。

外出時にかぎを紛失し、家に入れない場合などに専門業者を手配し、直接かぎ開けを行います。

⚠サービスご利用にあたってのご注意事項

（注1）無料サービスの対象となる応急修理とは、特殊作業を必要としない30分程度の一時的な応急修理をいい、費用は無料です。交換部品代および30分程度の応急修理を超える修理費用はお客さま負担（有料）となります。

（注2）サービスの対象は、保険の対象の家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。

（注3）トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。

（注4）トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。

（注5）住宅建物内のかぎ（住宅用金庫のかぎなど）の解錠は、サービスの対象外となります。

（注6）このサービスは、平成22年4月現在のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。

保険金をお支払いできない主な場合

ご注意！

以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細については普通保険約款および特約をご確認ください。

1 次の❶から❼までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

❶保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
❷被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
❸被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
❹保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
❺保険の対象である家財が保険証券記載の建物（保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。）外にある間に生じた事故
❻運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
❼右記1.損害保険金の①から⑥までの事故または右記2.費用保険金の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(注3)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の❷に該当する場合であっても地震火災費用保険金（右記2.費用保険金の①）については、保険金をお支払いします。

❶戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
❷地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震保険を付帯することで、補償することができます。詳細につきましては、p2地震保険をご参照ください。）
❸核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の❶から⓲までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）（右記1.損害保険金の⑨）の損害保険金をお支払いできません。

❶差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
❷被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
❸保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
❹保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
❺詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
❻土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
❼保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
❽義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
❾楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
❿楽器の音色または音質の変化
⓫風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
⓬移動電話（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
⓭携帯電子機器（ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。）およびこれらの付属品について生じた損害
⓮電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
⓯動物または植物について生じた損害
⓰自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
⓱保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
⓲保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。

(注1) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) その者（被保険者でない保険金を受け取るべき者）
被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) ❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用
❶から❸までの事由によって発生した右記1.損害保険金の①から⑨、右記2.費用保険金の①から③に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でも右記1.損害保険金の①から⑨、右記2.費用保険金の①から③に掲げる事故が❶から❸までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
(注4) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
(注5) 核燃料物質(注4)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

家財を保険の対象とした火災保険のご注意

1 お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの（以下「貴金属・宝石等」といいます。）や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額(注)を基準とします。

2 明記し忘れた貴金属・宝石等の取扱い

貴金属・宝石等を保険証券に明記し忘れた場合であっても保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注) 時価額とは、再調達価額による評価額から、年数の経過による減価や使用による損耗を差し引いた額を基準にした評価額です。

る～むジャパンの

1. 損害保険金

①火災、落雷、破裂・爆発	火
②風災、雹災、雪災	風
③水災	台の
④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	建に土
⑤漏水などによる水濡れ	次て(イ(イ
⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒場
⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗に
⑧通貨・預貯金証書等の盗難	保き盗に(イ(ワ
⑨不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	不対

2. 費用保険金

損害防止費用	保用は※
①地震火災費用保険金	地あ
②残存物取片づけ費用保険金	1.費
③臨時費用保険金	1.

3. 大家さんへの賠償等

借家人賠償保険金	借水法※
修理費用保険金	1.き建

4. 特約

地震火災30プラン	地上た
地震火災50プラン	
類焼損害特約	保合
個人賠償責任特約	日●●※(注
携行品損害特約	日に

【別表】盗難の補償限度額

(注1) 床上浸水 居住の用に供する部分の床（畳敷
(注2) 家財に動物が含まれている場合は、その動物を
用植物を収容する保険証券記載の建物または
(注3) 建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造
(注4) 家財が全焼となったとき 家財の火災による損

りあらまし

選択した契約プラン、セットした特約で補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする額
災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。(注2) 損害額※ − 自己負担額 = 損害保険金 ※損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。 通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。 事故の種類 / 限度額 通貨・印紙・切手・乗車券等の盗難 / 20万円 預貯金証書の盗難 / 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
災、雹災または雪災によって保険の対象が損害を受けた場合	
風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象である家財に再調達価額の30%以上損害が生じた場合または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注1)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触よって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。	
の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによ保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。 ア)給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	
擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた合	
難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのため支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額に含みます。	
険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(有価証券およびその他これらに類する物を除ます。)の盗難。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の難については次の(ウ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収要した費用は損害額に含みます。ただし、その再調達価額を限度とします。 ア)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 イ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 ウ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。	
測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。	
険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費※を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接また間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 たとえば、保険の対象に火災が発生した際の以下の費用が該当します。 ・消火活動に使用した消火器の再取得費用 ・消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ・消火活動に従事した方の着用物の修理費用または再取得費用　など ただし、消火活動に伴う人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。	実費(保険金額限度)
震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、保険の対象でる家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(注3)、または保険の対象でる家財が全焼となったとき(注4)。この場合において、損害の状況の認定は、家財を収容する建物ごとに行います。	保険金額×5%
損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な用が発生した場合	実費(損害保険金×10%限度)
損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合(臨時費用保険金の補償を選択されなかった場合は補償されません。)	損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。
用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発、給排水設備の使用または管理に起因する漏、放水または溢水による水濡れ、盗難の事故により損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対して律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
損害保険金の①、②、④、⑤、⑥、⑦、盗難の事故により、借用戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づ自己の費用で現実にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の物の主要構造部等の修理費用を除きます。)	実費(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象である家財を収容する建物が半焼以となったとき(注3)または保険の対象である家財が全焼となったとき(注4)(地震により建物が倒壊した後に火災による損害が生じ場合を除きます。)	保険金額×25%(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×30%をお支払いします。) 保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いします。)
険の対象の家財またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、お隣の住宅・家財が損害を受けた場。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。	お隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円を限度とします。)
本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に直接起因する場合等を除きます。) 被保険者※が日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 被保険者※の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を破壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 被保険者とは、被保険者、その配偶者(内縁を含みます。)、被保険者もしくはその配偶者(内縁を含みます。)と同居の親族または別居の未婚の子をいいます。 ヒ)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)
本国内外において、保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品ついて、偶然な事故により損害が生じた場合	損害額−1万円(自己負担額) (契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下段【別表】を参照してください。)

明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
通貨・預貯金証書・印紙・切手・乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。

たは板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときにのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合は、その鑑賞付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときにのみ保険金をお支払いします。
部の火災による損害額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。

ご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑥までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造 用途の変更	②保険の対象の移転	③住居部分がなくなった	④建物の建築年月（地震保険の建築年割引を適用された場合）
⑤建物内の職作業 作業規模の変更	⑥割増引の変更（地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合）		

⑦保険の対象の譲渡	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、契約が失効しますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、ただちにご連絡ください。
⑧ご契約者の住所・通知先変更	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、ただちにご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。
⑨上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

【ご通知をいただいた後の契約の取扱い】
左記通知をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。
ア. 日本国外に保険の対象が移転した場合
イ. 住居部分がなくなった場合

団体扱・集団扱の場合

団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および被保険者（保険の対象の所有者）がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	団体扱特約をセットできる場合	集団扱特約をセットできる場合
契約者	団体に勤務し毎月給与の支払いを受けている方	集団およびその構成員（集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。）
被保険者（保険の対象の所有者）	保険契約者、その配偶者またはこれらの同居の親族（保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族を含みます。）	

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回（以下、クーリングオフといいます。）を行うことができます。なお、右記のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

クーリングオフができないご契約

1. 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約をセットした契約を含みます。）
2. 営業または事業のためのご契約
3. 法人または社団・財団等が締結したご契約
4. 質権が設定されたご契約
5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
6. 通販特約により申し込まれたご契約

このパンフレットについて

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約者（加入者）と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

保険料について

保険料をお支払いいただきますと、団体扱特約など特定の特約をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先は右記「万一、事故にあわれたら」をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は失効します。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店について

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（http://www.sompo-japan.co.jp）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一、事故にあわれたら

事故にあわれたときは、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートデスクへご連絡ください。

事故サポートデスク

【受付時間】 ◆平日：午後5時～翌日午前9時
◆土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

0120-727-110

商品に関するお問い合わせ

●損保ジャパン公式 ホームページ「よくあるご質問」

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と損保ジャパンからの回答を、インターネットでご覧いただけます。

◆パソコン版はこちら
http://www.sompo-japan.co.jp
損保ジャパン 検索

◆携帯電話版はこちら
http://m.sompo-japan.co.jp
※iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ対応
※一部機種ではご利用いただけない場合があります。

●お客さまフリーダイヤル

【受付時間】 ◆平日：午前9時～午後8時
◆土日祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-888-089

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・損保ジャパン営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

●「る～むジャパン」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険（賃貸住宅内収容家財）」のペットネームです。
●このパンフレットは「個人用火災総合保険（賃貸住宅内収容家財）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

株式会社 損害保険ジャパン
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス http://www.sompo-japan.co.jp

お問い合わせ先

（SJ10-20091 2010.5.13）06483-01 10.07（99LE5468）202089 Ver 3.00